

～見舞金の請求時の注意点～

- ・交通事故証明書と医師の診断書は、原本を提出してください。原本の提出が難しい場合は、原本をコピーしたものに原本証明（原本と相違ない旨の記載と担当者の押印など）されたものを提出してください。
- ・提出する書類にかかる費用は自己負担となります。
- ・医師の診断書は受傷日、受傷原因、初診日等の記載があり、事故当初からのものがが必要です。
- ・死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書（交通事故による死亡の記載があるもの）、戸籍謄本のほか、委任状等が必要となる場合があります。

交通事故証明書（人身事故扱いのもの）が取得できない場合等、請求にあたりご不明な点がございましたら、市民生活安全課までお問い合わせください。

なお、交通事故証明書がないと請求できない場合がございます。事故に遭われた場合は、事故の大きさにかかわらず、すぐに警察へ連絡してください。